

《徴収基準月額表》

階層 区分	世帯の階層（細）区分		徴収基準月額	徴収基準加算月 額※	
A 階層	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく支援給付受給世帯		0 円	0 円	
B 階層	A 階層に属する世帯を除き、当該年度の市町村民税非課税世帯		2,600 円	260 円	
C 階層	A 階層に属する世帯を除き、当該年度の市町村民税均等割のみの課税世帯		5,400 円	540 円	
D 階層	A 階層、B 階層及び C 階層に属する世帯を除き、当該年度の市町村民税の課税世帯であって所得割の額が右に掲げる区分に該当する世帯	D 1 階層	15,000 円以下	7,900 円	790 円
		D 2 階層	15,001～21,000 円	10,800 円	1,080 円
		D 3 階層	21,001～51,000 円	16,200 円	1,620 円
		D 4 階層	51,001～87,000 円	22,400 円	2,240 円
		D 5 階層	87,001～171,300 円	34,800 円	3,480 円
		D 6 階層	171,301～252,100 円	49,400 円	4,940 円
		D 7 階層	252,101～342,100 円	65,000 円	6,500 円
		D 8 階層	342,101～450,100 円	82,400 円	8,240 円
		D 9 階層	450,101～579,000 円	102,000 円	10,200 円
		D10 階層	579,001～700,900 円	123,400 円	12,340 円
		D11 階層	700,901～849,000 円	147,000 円	14,700 円
		D12 階層	849,001～1,041,000 円	172,500 円	17,250 円
		D13 階層	1,041,001～1,222,500 円	199,900 円	19,990 円
		D14 階層	1,222,501～1,423,500 円	229,400 円	22,940 円
		D15 階層	1,423,501 円以上の額	全額	全額の 1 / 10 に相当する額（その額が 26,300 円に満たない場合にあつては、26,300 円）

※同一世帯に養育医療対象者が 2 人以上いる場合は、2 人目以降は徴収基準加算月額が適用されます。